

## プロポーザル実施要領

### 【江田島市消防本部 高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務】

#### 1 趣旨

江田島市消防本部（以下「発注者」という。）が発注する高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務（以下「本業務」という。）の実施について、受託を行い得る能力を有する事業者を広く募集し、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式により選定する。

#### 2 業務の概要

##### (1) 業務名

高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務

##### (2) 業務内容等

###### ア 業務内容

「江田島市消防本部高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、業務内容については、受注者の提案内容及び江田島市との協議により、仕様書の内容から変更される場合がある。また、受注者決定後から業務委託開始後においても、業務の検討及び運用状況に応じ、必要な場合は発注者と受注者で協議を行い、附帯業務とする内容を決定するものとする。

###### イ 履行期間

(ア) 履行期間	契約締結日の翌日から平成32年2月28日（金）まで
(イ) 実施設計業務	契約締結日の翌日から平成30年12月28日（金）まで
(ウ) 施工監理業務	実施設計業務完了日の翌日から平成32年2月28日（金）まで

###### ウ 業務場所（整備場所・平成31年度完成予定）

江田島市江田島町鷺部二丁目 19199-1 外 江田島市消防本部（署）新庁舎

江田島市能美町鹿川 1263-1 外 江田島消防署能美出張所 新庁舎

#### 3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、地方税などの滞納がないこと。
- (3) 江田島市の入札参加資格の認定を受けていること。
- (4) 平成30年4月20日現在、江田島市の指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、及び民事再生法に基づく再生手続きの開始がなされていないこと。
- (6) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- (7) 平成25年4月以降、他の消防本部において、高機能消防指令センター（離島型以上）の実実施設計及び施工監理業務の履行実績を有していること。

#### 4 参加に関する手続き

##### (1) 公募型プロポーザルのスケジュール

質問受付期間	平成30年5月 8日 (火) 午前9時から 平成30年5月 9日 (水) 午後5時まで
質問回答日	平成30年5月14日 (月) (予定)
参加表明書の受付期限	平成30年5月15日 (火) 午後5時まで
第1次審査結果通知	平成30年5月21日 (月) (予定)
提案書の受付期限	平成30年5月29日 (火) 午後5時まで
提案説明 (プレゼンテーション)	平成30年6月 6日 (水) (予定)
第2次審査結果通知 (優先交渉権者決定)	平成30年6月 7日 (木) (予定)

※ 日程は都合により、変更する場合があります。

##### (2) 参加表明書の受付

###### ア 受付日時

平成30年4月25日 (水) の8時30分から平成30年5月15日 (火) 午後5時まで  
(土, 日及び祝日を除く)

###### イ 受付場所

江田島市消防本部警防課

〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目12番16号

###### ウ 受付方法

次の提出書類を持参または郵送とする。

(郵送の場合は, 上記期限までに必着のこと。)

###### エ 提出書類 ※各一部提出

(ア) 参加表明書	様式第1号
(イ) 会社概要書	様式第2号
(ウ) 登記事項証明書	会社, 法人の登記事項証明書
(エ) 印鑑登録証明書	申請前3か月以内に発行されたもの
(オ) 納税証明書	国税及び地方税などの滞納がないことの証明
(カ) 直近の財務諸表	財務諸表 (貸借対照表, 損益計算書) 及び税務申告書の写しなど

##### (3) 質問書の受付

###### ア 提出方法

質問書 (様式第3号) により電子メール又はファクシミリにて提出すること。

###### イ 提出期間

平成30年5月8日 (火) 午前8時30分から

平成30年5月9日 (水) 午後5時15分まで

###### ウ 提出先

江田島市消防本部警防課

メールアドレス : [keibou@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:keibou@city.etajima.hiroshima.jp)

ファクシミリ：0823-42-3164

## エ 質問書回答

質問に対する回答は、平成30年5月14日（月）までに参加表明書を提出した事業者及び質問書を提出した事業者に対してファクシミリにより行う。

### (4) 第1次審査の実施及び審査結果の通知

参加希望者の提出資料等を基に第1次審査を行い、審査結果を平成30年5月21日（月）に郵送及びメールによって通知する。なお、審査基準は非公開とする。

### (5) 提案書等の提出

第2次審査実施者に選定された者は、次のとおり提案書等を提出するものとする。

#### ア 受付期間

第1次審査結果通知の翌日の午前8時30分から平成30年5月29日（火）午後5時まで（土、日及び祝日を除く）

#### イ 受付場所

江田島市消防本部警防課

〒737-1333 江田島市江田島町鷺部二丁目12番16号

#### ウ 受付方法

持参又は郵送するものとする。

（郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。）

## エ 提出書類

### (ア) 提案書

高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき、提案書を提出すること。なお、提出する提案書は各参加希望者1提案とする。

※ 正本1部、副本10部、電子データを電子媒体（CD-R等）で1部提出

### (イ) 見積書及び附属資料

作成要領に基づき、見積書を作成し提出すること。

### (ウ) 提出部数

作成要領のとおり。

## オ 辞退

参加表明書を提出後辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

## カ その他

提出後は書類の修正はできないため、十分確認の上、提出すること。

### (6) 第2次審査の実施

#### ア 審査方法

提案書を提出した者は、プレゼンテーションによる審査を実施する。なお、時刻及び場所については別途連絡する。

#### イ 審査日

平成30年6月6日（水）開催（予定）

#### ウ 留意点

- (ア) 提案説明（プレゼンテーション）に係る費用、機器類は各提案者で負担、準備すること。ただし、申し出があればプロジェクター及びスクリーンは市が用意する。
- (イ) 提案説明（プレゼンテーション）に参加する人数は、1社につき3名以内とする。
- (ウ) 提案説明（プレゼンテーション）の所要時間は30分以内とし、質疑応答時間は10分以内とする。（合計40分以内予定）

**(7) 審査結果通知**

審査結果を平成30年6月8日（金）（予定）に通知する。

**5 選考方法**

提案書等の評価割合及び基準は、次のとおりとする。

**(1) 審査**

- ア 提案説明（プレゼンテーション）実施後、提案書の評価項目に対して評価を行い、加えて提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。
- イ 審査委員会で評価を行い、最高得点の提案者を事業候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定する。最高得点の参加者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定する。
- ウ 応募者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を事業候補者として選定する。
- エ 提案説明（プレゼンテーション）及び審査経過については非公開とし、審査結果を文書にて通知する。
- オ 審査結果に関する事項
  - (ア) 不採用者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、発注者に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。
  - (イ) (ア) の回答は、説明をもとめることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行うものとする。

**(2) 失格**

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限を超過してから提案書等を提出した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他、本要領に違反すると認められた場合

**6 提案書等及び提案説明（プレゼンテーション）の審査基準**

**(1) 評価項目**

提案書の評価項目は、次に示すとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
基本評価	会社概要や提案書等、指定様式の記載内容による評価を行う。主に会社の信頼性、実績、技術者の能力等による評価を行う。	35

提案書評価	提案書本文及びプレゼンテーションにより評価を行う。主に業務内容の把握、必要要件の記載等による評価を行う。	90
価格評価	実施設計、施工監理等を含めた総合額により評価を行う。	25

## (2) 審査

評価項目ごとに設けられた評価方法により得点化を行う。

## (3) 順位の決定方法

評価項目に基づき各審査委員が採点を行い、評価点数の平均点の総合計が最高得点の提案者を事業候補者（優先交渉権者）として選定する。最高得点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の議決により選定する。

なお、各基準について適否を審査し、平均点の総合計が6割未満で候補者に適していないと認める場合は、候補者を選定しない場合もある。

## 7 契約の締結

- (1) 本市は、優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価により順位の付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (2) 締結する契約の内容は、提案書及び提案説明（プレゼンテーション）の内容を反映したものとす。
- (3) 本業務の契約は、発注者と受注者の2者契約とし、事業候補者とは見積もり合わせの上、契約書を作成する。
- (4) 本業務の参考業務規模は、実施設計業務7.5百万円程度（税込み）、施工監理業務5.5百万円程度（税込み）を予定している。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しないものとする。ただし、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。

### 【担当課】

担当課：江田島市消防本部 警防課

住 所：〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目16番12号

電 話：0823-40-0119 ファクシミリ：0823-42-3164

電子メール：keibou@city.etajima.hiroshima.jp